平成２３年（フ）第４９号
富山市布瀬町南１丁目２番地20
債務者　蓮野　　修
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
富山市布瀬町南１丁目２番地20
債務者　蓮野　智成
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
富山県中新川郡立山町利田2168番地の10
債務者　森田伊都美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
富山市津羽見52番地
債務者　成田　育子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
富山市浜黒崎3277番地４、前住所富山市浜黒崎3277番地２
債務者　岩坪奈美子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
大分県別府市大字南立石2248番地の11
債務者　谷口　真一
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９５号
大分市東津留２丁目４番24号コーポサトウ302
債務者　目野みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
島根県安来市黒井田町582番地３　県営住宅和田団地１号棟146号室、前住所島根県安来市安来町1395番地
債務者　近藤　貴久
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
島根県安来市下坂田町65番地11
債務者　二岡　　眞
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
島根県安来市下坂田町65番地11
債務者　二岡　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６４２号
仙台市宮城野区新田１丁目12番５号　レジデンスつばさ107
破産者　山内　智幸
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
埼玉県春日部市樋堀264番地６
破産者　佐藤　英久
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地57　向山工場社宅201、旧住所埼玉県越谷市大字弥十郎723番地５
破産者　石原　　正
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2805番地４、前住所埼玉県越谷市花田１丁目33番地３　アブニールⅢ103号
破産者　常田千里馬
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
埼玉県越谷市大字蒲生3831番地４
破産者　高橋　健二
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀197番地26
破産者　坂田　節子
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５６１号
埼玉県深谷市桜ケ丘177番地　エクセレント桜ケ丘101号
破産者　八木　秀彦
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８３号
山梨県大月市大月町花咲1393番地１
破産者　相馬　英一
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係